

福岡県 長期有償型インターンシップ 受入支援補助金

学生の
インターン受入で
未来の人材を
確保！

県内中小ものづくり企業が実施する長期有償型インターンシップの受け入れに対して助成を行います！

補助対象経費

長期有償型インターンシップに係る

賃金の総支給額



補助率

補助対象経費の

1/2 以内

補助上限額

5 万円

(千円未満切り捨て)

対象となる企業

下記①と②を満たす企業

- ①福岡県が事務局を務める協議会等に加入している又は加入する企業
- ②県内に本社又は主たる事務所を有する中小ものづくり企業



県内に本社又は主たる事業所がある中小企業



日本標準産業分類の「E製造業」に該当する企業



県の協議会等に加入している又は加入すること

補助対象となるインターンシップ

長期有償型インターンシップとは

雇用契約を締結する給与支給型のインターンシップで、従事日数が10日以上のもの。



企業

雇用契約



学生等

申請から交付までの流れ

①交付申請



②交付決定



③インターン受入・実施



④実績報告



⑤額の確定・請求



⑤補助金支払



主なポイント

- 補助金対象経費は、インターンシップに係る賃金の総支給額です。
- 補助対象経費の20%を超える変更や事業の中止・廃止を行う場合は、事前に県の承認が必要です。
- 実績報告は、事業完了の日から20日以内又は令和9年3月10日までのいずれか早い日までの提出が必要です。
- 実績報告後、内容を審査し適合すると認めた場合に補助金の額を確定します。
- 虚偽や不正等があった場合は交付決定の取消しや補助金の返還を求められることがあります。

提出書類(主なもの)

- 交付申請書 (様式第1号)
- 補助事業計画書 (様式第2号)
- 収支予算書 (様式第3号)
- 役員名簿 (様式第4号)
- 納税証明書
- 補助対象経費の根拠資料 (募集要項等)

お問い合わせ先

福岡県 商工部 商工政策課 技術人材育成室
〒823-8577 福岡市博多区東公園7番7号
TEL:092-643-3415 FAF:092-643-3417
メール: gijyutsujinzai@pref.fukuoka.lg.jp

交付要綱・様式のダウンロードはこちらから

